

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2449号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

中山間地域等直接支払制度の見直しが、地域でも話題になり始めている。

二〇〇〇年度に五年間の予定で導入されたこの制度は、早くも来年度には次期対策に向けた見直しが予定されている。特に自治体レベルでは、四年目の推進活動は実質的に終わっており、担当者の関心は、今後の制度のあり方に急速に移り始めている。

しかし、具体的な見直しまで、幾分の余裕のある現時点では、制度の実績とその評価視点についての、基礎的な検討こそが必要であろう。

その点で、本制度による様々な実態変化の中でも、対象地域で集落等における話し合いが以前より活発に行われていることは、注目すべきである。それは直接には交付金の使途についての話し合いであろうが、一部ではその議論は地域や農業の将来



夏休み

まで及んでいる。

つまり、中山間地域では、集落の寄合の空洞化(回数の減少や議題の形骸化)が進んでいるが、本制度はその傾向に何らかの影響を与えているのである。

このような状況を、寄合回数を指標として計量化することは不可能で

### 中山間地域等 直接支払制度の評価視点

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

はない。しかし、ここで評価すべきは、それにより再構築された地域内の人間関係等の質的側面である。

実は、こうした点を意識的に評価することは、世界銀行やOECDなどの国際機関を含めた国際的潮流である。それは、「ソーシャル・キャピ

タル(社会関係資本)論と呼ばれており、地域社会における人的ネットワークや社会的な規範・信頼などを「資本」としてとらえている。そしてこの理論では、「資本」の増大が、暮らしやすい豊かな地域社会を実現する基礎的条件であると、積極的に位置づけているのである。

このように、「ソーシャル・キャピタル」の増大とそれへの支援が、地域開発(地域づくり)に関する国際的課題となる中で、中山間地域等直接支払制度は、日本の条件不利地域で低下しつつあったソーシャル・キャピタル」の再蓄積にかかわった

と評価することもできる。つまり、この制度は、国際的にも意義のある大きな実践であると評価される可能性を持っている。

「カネ目」にかかわる見直しを前にして、現時点は、こうした基礎的な議論こそ要請されよう。

|     |                               |                      |
|-----|-------------------------------|----------------------|
| 活 動 | 正副会長・役員を選出 = 全国町村会臨時総会 .....  | (2)                  |
| 活 動 | 災害復旧に関する緊急要望を決定 = 全国町村会 ..... | (4)                  |
| 政 策 | 美しい農山漁村づくりに向けて = 農林水産省 .....  | (5)                  |
| 随 想 | リゾート狂想曲 .....                 | 新潟県湯沢町長 村上隆征.....(9) |
| 情 報 | 政策レーダー .....                  | (11)                 |

もくじ

# 会長に山本氏(福岡県町村会長 添田町長)を再選

## 全国町村会臨時総会

### 副会長に鹿野城・野中(京都)・松本(佐賀)の各氏



全国町村会は、7月30日午前10時から全国町村会館で開催した臨時総会において任期満了に伴う役員の変更を行い、会長に山本文男氏(福岡県町村会長・添田町長)を再選し、副会長に鹿野文永氏(宮城県町村会長・鹿島台町長)、野中一二三氏(京都府町村会長・園部町長)、松本和夫氏(佐賀県町村会長・北方町長)の各氏を新たに選んだ。

正副会長は選考委員会(各ブロックからの選考委員により構成)によって指名推薦され、総会において満場一致で選任されたものであり、任期は平成15年7月31日から2年間。

再選された山本会長の就任挨拶(別掲)に続いて新任の副会長を代表して野中一二三氏の挨拶の後、理事会に切りかえて監事を互選し、続いて常任理事・政務調査委員の地区別互選の結果が報告された。このあと再び総会に戻り、退任する副会長を代表して齋藤和夫氏(茨城県町村会長・関城町長)から退任の挨拶があり、

10時30分閉会した。

#### 【山本会長略歴】

福岡県田川郡添田町長 大正15年1月15日生 昭和46年添田町長に当選(就任回数9回) 平成4年福岡県町村会長に就任

あいさつする山本会長

閉会后、地方財政審議会委員・木村陽子氏から三位一体改革・地方税財政改革のあり方について」と題する講演が行われ、その後政務調査会の行政・財政・経済農林の各部会を開き、正副会長をそれぞれ選出して総会の全日程を終了した。新役員は次ページのとおりである。

#### 【山本会長挨拶要旨】

一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。私は皆様方から大変なご支持をいただきまして過去二期間四年間、全国町村会長として活動してまいりました。お陰様で大変なこの四年間を過ごすことができました。これもひとえに、皆様方のご理解とご協力のお陰であり、心から御礼を申し上げます。そしてこの度三たびの会長のご推薦をいただき、ご選任をいただきました。この皆様方のご厚意に対して心から厚く御礼申し上げます。

さて、現在、私たち町村長は基礎的自治体を創造せよと強く求められております。しかし、基礎的自治体を創るには大変な課題がございます。その課題を一つずつ解決しない限り、基礎的自治体を創るということは難しいかもしれません。私たちは先達の皆さんが努力をして創ってこられた町村の自治、そして住民福祉の基礎はそれを研鑽して、さらに強固なものにして今日に至っていると思っております。しかし、せつかく努力をして汗を流して創ってきた基盤はさらに大きく進展させなければなりません。そのためには、いろいろな課題がございますが、その課題を力強く乗り越えて、私も求められている真の町村自治というものを確立しなければなりませんと思っております。その時こそ、はじめて私たちの町村自治が立派に成長したと胸を張って言えるのではないのでしょうか。その日まで、どんなことがあろうとも、全力を挙げて努力をすることが、私たち町村長の務めではないかと認識をしております。

私も皆様方の格別なご支援のもと、三期目の会長を務めることになりました。この上は、私たちが願っている町村像の実現のため、最善を尽くして皆様方のご期待に応えるべく、決意を新たにしている所でございます。何卒、倍旧のご支援、ご支持を賜りますことを心からお願い申し上げます。会長就任のごあいさつとさせていただきます。

活 動



新任副会長 = 左から松本、野中、鹿野の各氏

【鹿野副会長略歴】 宮城県志田郡鹿島台町長  
昭和10年7月21日生 昭和50年鹿島台町長に当  
選(就任回数8回) 平成13年宮城県町村会長  
就任

【野中副会長略歴】 京都府船井郡園部町長 昭  
和6年5月8日生 昭和54年園部町長に当選  
(就任回数7回) 昭和63年京都府町村会長就任  
【松本副会長略歴】 佐賀県杵島郡北方町長 昭  
和6年8月19日生 昭和49年北方町長に当選  
(就任回数8回) 平成7年佐賀県町村会長就任

全国町村会役員氏名

( 政務調査委員のうち 印は部会長  
印は副部会長、兼は兼務を示す。 )

【会 長】

福岡県町村会長(添田町長) 山本文男

【副会長】

宮城県町村会長(鹿島台町長) 鹿野文永  
京都府町村会長(園部町長) 野中二三  
佐賀県町村会長(北方町長) 松本和夫

【監 事】

茨城県町村会長(関城町長) 齋藤和夫  
富山県町村会長(朝日町長) 魚津龍一  
愛知県町村会長(小坂井町長) 藤田 享  
広島県町村会長(高宮町長) 児玉更太郎

【常任理事】

北海道町村会長(上磯町長) 海老澤順三  
山形県町村会長(大江町長) 上田郁雄  
群馬県町村会長(板倉町長) 針ヶ谷照夫  
東京都町村会長(日の出町長) 青木國太郎  
長野県町村会長(小布施町長) 唐沢彦三  
岐阜県町村会長(笠原町長) 水野隆夫  
和歌山県町村会長(すさみ町長) 桂 功  
鳥取県町村会長(関金町長) 竹田哲男  
熊本県町村会長(菊陽町長) 富永清次  
沖縄県町村会長(嘉手納町長) 宮城篤実  
【政務調査委員(行政部会)】  
北海道町村会長(上磯町長) 海老澤順三(兼)  
青森県町村会長(七戸町長) 福土孝衛  
福島県町村会長(玉川村長) 車田次夫  
埼玉県町村会長(嵐山町長) 関根昭二  
神奈川県町村会長(葉山町長) 守屋大光  
福井県町村会長(越前町長) 京谷宗雄

【政務調査委員(経済農林部会)】

北海道町村会長(上磯町長) 海老澤順三(兼)  
岩手県町村会長(藤沢町長) 佐藤 守  
栃木県町村会長(藤原町長) 八木澤昭雄  
新潟県町村会長(中之島町長) 樋山条男  
三重県町村会長(菰野町長) 服部忠行  
奈良県町村会長(吉野町長) 福井良盟  
山口県町村会長(福栄村長) 末永 昇  
徳島県町村会長(阿波町長) 安友 清  
宮崎県町村会長(綾町長) 前田 穰



## 全国町村会

## 宮城県北部連続地震

## 九州地方集中豪雨

## 災害復旧に関する緊急要望を決定

全国町村会（会長・山本文福岡県添田町長）は、7月29日に開催した理事会で、去る7月26日に発生した宮城県北部連続地震及び7月20日の九州地方における集中豪雨による被害について、「宮城県北部連続地震に関する緊急要望」と、「九州地方への集中豪雨による災害復旧に関する緊急要望」を決定し、関係省庁に提出した。

緊急要望はそれぞれ、国に対し、被災地域の激甚災害としての早期指定と災害復旧にかかる必要な財政支援措置を求めるものである。

## 宮城県北部連続地震に関する緊急要望

去る7月26日に宮城県北部を震源として発生した地震は、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に続く余震の中で懸命な復興作業を続けているところである。

しかしながら、この度の被災地の多くは町村部であり、その財政基盤も脆弱である。よって、地域の存立基盤を確保するためにも一層の支援が必要となってきた。

ついては、国においても、下記事項の災害対策について、特段の措置を講じられたい。

## 記

## 1、激甚災害の指定について

今回の宮城県北部を震源とする地震を災害対策基本法の指定する激甚災害に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援があるよう、現行制度の一層の拡充を図ること。

2、地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業、災害救助活動等の実施には莫大な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

(1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し特別交付税の算定において、十分な措置を行うこと。

(2) 災害復旧事業の財源となる地方債の要望額を確保すること。また交付税措置の充実並びに早期許可を行うこと。

3、生活支援対策について

被災町村が活力を失うことなく力強い復興を可能とするため、生活福祉資金及び災害援護資金等の融資条件の緩和措置等必要な措置を講ずること。

## 九州地方への集中豪雨による災害復旧に関する緊急要望

去る7月20日未明に九州地方は、記録的な集中豪雨に見舞われ、土石流、土砂崩れ、河川の氾濫等により、尊い人命が奪われるとともに、道路の損壊、家屋、農林水産業等に大きな被害をもたらし、住民生活に・重大な被害を及ぼしている。

被災町村においては、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、復旧には多大の費用を要し、被災町村の財政を圧迫している。

よって、国におかれては、被災地域を激甚災害として早期に指定するとともに、災害復旧にかかる地方負担の増高に対して必要な財政措置を行う等万全の措置を講じられたい。

## 政 策

## 美しい農山漁村づくりに向けて

## ●農山漁村の美しさに関する検討会報告●



農 林 水 産 省

農林水産省はこのほど、「農山漁村の美しさに関する検討会報告」「美しい農山漁村づくりに向けて」を発表した。

同検討会は、本年1月より、宮口侗迪早稲田大学教育学部教授を座長に、都市住民にも開かれた国民共通の財産として、魅力ある農山漁村づくりを積極的に推進するため検討を行ってきたもの。

報告の内容は次のとおり。

## 1、はじめに

農山漁村においては、過疎化、高齢化が進行する一方で、混住化も進展し、伝統的な集落の機能が低下しています。それに伴って、これまで農林漁業者を中心とする集落住民で維持・管理してきた農地や森林の整備が行き届かなくなったり、従来の集落と調和しない住宅が無秩序に建てられたり、ゴミの不法投棄が行われたりするなど、美しい風景が損なわれる事例も多く見受けられるようになりまし。

一方で、経済の成熟化に伴って、国民の価値観も「もの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化し、ゆとり、やすらぎ、癒しを求めて、豊かな自然や美しい景観といった農山漁村が本来持っている魅力が再認識されつつあります。

そうした動きに対応して政府としても、都市と農山漁村が行き交うライフスタイルの実現を目指して、都市と農山漁村の共生・対流を推進しているところです。

そのために、都市住民が憧れを持って訪れ、地域住民が誇りを持って定住できるような美しい農山漁村づくりは、都市と農山漁村の共生・対流

を進め、地域が本来持っている魅力を活かした個性ある地域の活性化のための重要な手段であると考えます。

こうした観点に立って、地域の魅力を最大限に活かした美しい農山漁村づくりに取り組むにあたっての基本的な考え方について、「農山漁村の美しさに関する検討会」を開催し、幅広い分野の専門家にご議論いただきました。

今回、その成果が報告書として取りまとめられましたので、それぞれの地域で美しい農山漁村づくりに取り組んでおられる住民、地方公共団体、NPOなど関係者の皆様にお示しし、共通の理解を醸成することを通じて、国民共通の財産としての美しい農山漁村づくりに共に取り組んでいきたいと考えております。

## 2、農山漁村の現状と美しい農山漁村づくりの意義

## 【都市空間とは異なる農山漁村空間の魅力】

農山漁村は、食料を含む多様な農林水産物が生産される場であるとともに、農林漁業従事者を含む地域住民の生活の場であることが特色です。これらの農山漁村は、人間が自然

と向き合う中で、地域の地形、気候などを活かし、長い年月をかけて農地や里山などの二次的な自然を創り上げ、地域の資源を維持管理しながら持続的に展開してきた農林漁業の営みを通じて形成され、そこに暮らし続けてきた人々によって、個性ある地域社会や伝統文化とともに育まれてきました。

人間と自然との共生の営みがたゆみなく続けられてきた農山漁村空間には、生活様式と文化の多様性があり、美しさと長い年月を経た風格が感じられます。農山漁村は、利便性には満ちているものの無機質で画一的な要素を有する都市空間とは異なった魅力を醸し出しています。

## 【農山漁村の現状と課題】

しかしながら、農山漁村においては、人口減少、高齢化が進行し、地域の活力が停滞するのみならず集落コミュニティの存続が困難になっている地域すら見受けられます。さらに、混住化による価値観の多様化とも相まって、共同体の中で営まれてきた生産、生活、伝統文化の伝承等の様々な活動の継続が困難となってきました。

そのような状況の中、虫食いのな土地利用や無秩序な沿岸開発の進行、耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加、沿岸海域の水質劣化等によって景観が悪化し、日本の原風景ともいえる魅力が失われつつあります。

## 【新たな兆し】

一方で、経済が成熟化することに伴って、国民がゆとりやすらぎを



3、農山漁村の美しさに関する基本的な考え方  
 【五感で感じる要素と知性に訴えかける要素】

農山漁村の美しさは、その外観のみにとどまらず、土、水の匂いや感触、せせらぎの音や潮騒など五感で感じる要素と、地域の伝統文化等に支えられた集落の活力など幅広く知性に訴えかけてくる要素の相乗的な働きによって醸成されるものです。

人間が厳しい自然に働きかけ、創意工夫を行いながら生活を営んできた農山漁村では、自然の造形を背景とし、気候風土にあわせて農林漁業を営む中で編み出されてきた生きるための技や、人々の生活や暮らしの息遣いが感じられるような、それぞれの地域に固有の個性ある美しい風景がつくられてきました。

農山漁村では、農林漁業の生産に関わる農地・森林の土地利用、漁場や整った集落のたたずまいなど、生産、生活に関わる秩序を反映した美しさ、自然資源の持つ多様な美しさ、地域の伝統行事や文化などが醸し出す伝統的な美しさなど、様々な視点から美しさを捉えることができます。

【地域の記憶】

この農山漁村の美しさは、地域住民の生活にやすらぎや充足感をもたらすとともに郷土愛を育み、定住を促すほか、都市住民にとっても、愛すべき日本のふるさととして、農山漁村を訪れたり、直接訪れることは無くてもそこに存在しているという事実や将来の世代に引き継ぐことが

出来るという安心感を与えるものとなり、国民にとつて原風景ともいえる魅力が認識されてきました。  
 このような美しい農山漁村の魅力を支えているのは、地域の自然や農林漁業、人々の暮らしと文化によって歴史的に培われてきた、その場所ならではの魅力とも言える個性です。時間をかけて、それぞれの地域に育まれてきた個性は、地域の記憶として捉えることができ、将来にわたって大切にすることが必要です。

4、美しい農山漁村づくりに関する視点  
 (1) 農山漁村の美しさを支える活力ある農林漁業

田畑、森林、漁港等の地域の生産に関わる基盤が、そこで展開される生産活動と相まって農山漁村の美しい景観を形成しており、農林漁業が意欲的かつ持続的に営まれていることが、国民が価値を認める美しい農山漁村づくりの最も基本的な条件です。農林漁業が地域に根ざした産業として人々の生活を支え、その生産に関わる力が感じられるものは美しく感じられます。

そのためには、農林漁業以外の土地利用との調和を図りながら農地・森林の秩序ある土地利用を確保し、耕作放棄地の有効活用を含めて農地、森林や沿岸海域が地域資源として適切に利用され、維持・管理されることが重要です。その中で、良質な農林水産物を供給することのできる生産環境に加えて、四季の変化に

富んだ地域のアイデンティティを醸し出すような棚田、段々畑や里山林などの美しい農地・森林や沿岸の景観が保全・形成されます。

また、活力ある農林漁業を基盤とし、農林水産物など地域特産物の販売や加工などのアグリビジネスを含めた就業機会や活動の場が確保され、生活していくための環境が充実していることも、魅力ある農山漁村の保全・形成を図る上で必要です。

(2) 美しい農山漁村づくりに関する個別の視点

美しい農山漁村づくりを進めるにあたっては、活力ある農林漁業が持続的に展開されていることを基本としつつ、農山漁村の美しさを支える健全で豊かな自然環境の保全、空間的に調和のとれた土地利用や集落の形成、伝統文化に根ざした地域社会の形成に取り組むとともに、広く都市住民にも開かれた国民共通の財産としてその魅力を活用することが重要です。

【健全で豊かな自然環境が保全されていること】

農山漁村においては、二次的自然である農地や里山、水路、ため池など多様な生物の生息環境が有機的に連携し多様性に富んだ生態系が形成されるとともに、海や川などの自然環境と調和した良好な景観を形成してきました。

二次的自然を含めた自然環境を適切に保全・活用していくことが美しい農山漁村づくりにつなげるとの視点に立ち、多様な動植物が生息、生

これまで以上に重視するようになり、農山漁村については、農林水産物を供給する以外の機能、すなわち国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全に加えて良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能への関心が高まっています。都市化が進み、日常生活において自然に親しむ機会が減少する中で、ゆとりとやすらぎに満ちた生活様式を実現する場としての自然の豊かな美しい農山漁村に対する関心も徐々に高まりつつあります。

このような状況を踏まえ、農山漁村においては、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、農地・森林や沿岸海域の適切な利用を推進するとともに、固有の伝統文化なども活用し、その地域ならではの個性を反映した美しい農山漁村を守り育て、地域住民が誇りと愛着を持って定住し、都市住民にも開かれた国民共通の財産として次の世代に伝えていくことが重要です。

政 策

育するための自然空間の保全創造に取り組むことが必要です。

また、上流の森林から下流の沿岸域までを含む流域レベルでの連携にも配慮して、健全な水循環を保全し、バイオマス資源等も積極的に有効利用することを通じて農林漁業の持つ自然循環機能を活かした地域資源循環を推進する等により、健全で豊かな自然生態系と調和した循環型社会を構築していくことも、美しい農山漁村づくりを持続的な取り組みとしていくために重要です。

【生産、生活において空間的な調和が図られていること】

たとえ、意欲に満ちた農林漁業が展開され、自然環境が保全されている

ても、農地・森林の景観が構造物等によって分断されていたり、集落の家並みが乱雑な印象を与えるような状態であれば、必ずしも美しく魅力ある農山漁村空間とは言えません。

農山漁村の美しさとは、一言で集約すれば「調和」であるといえます。活力のある農林漁業の営み、健全な自然環境を基礎としながらも、秩序ある土地利用などを通じて、地域の自然景観、農地・森林等の景観に統一性、連続性を保ち、美しく整えられた集落のたたずまいや家並みが全体として調和した農山漁村は、地域の豊かな伝統文化などを背景とした個性とも相まって、見る人に良い印象を与え、ゆとりとやすらぎのある

生活を楽しめる快適で魅力ある空間となります。

調和には、周辺環境と違和感なく馴染ませて、穏やかで心地良い美しさをもたらず融合型調和のみならず、周辺環境とは異なる要素を取り入れて活気のある美しい美しさをもたらず対比型調和があります。そのどちらの調和を目指すにしても、何を揃えるのか、何を対比させるのか、その中身が問われるところであり、美しい農山漁村づくりにあたっては、地域住民の意向を尊重しつつ、必要に応じて専門家の知見も活用しながら、地域が育んできた個性に相応しい調和を創造していくことが重要です。そのため、秩序ある土地利用や集落のたたずまいを実現する工夫や景観との調和に配慮した各種事業の実施等に取り組むことが必要です。

【伝統文化が息づく地域社会が維持されていること】

農山漁村においては、自治組織としての集落が主体となって、農業、森林の下刈り等の作業や漁労などを含む生産活動、住民相互の生活支援、地域文化の伝承など、生産生活全般にわたる様々な活動が行われ、地縁的な結びつきの強い地域社会を形成してきました。しかしながら、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下、混住化による住民の価値観の多様化に伴って、これまで受け継がれてきた共同作業や行事が形骸化したり失われたりすることとなれば、農山漁村の魅力は損なわれることとなります。

地域の祭りなどを含む伝統文化は、その地域で暮らしてきた人々の生活を反映したものであり、それを保存したり現代風にアレンジしながら引き継いでいくことは、地域住民の誇りとなり、地域への愛着やアイデンティティの形成に資するものです。失われがちな地域の伝統文化等も、その価値を住民自ら再発見する作業を通じてはじめて地域で共有する資源となります。

農地、水路、里山、沿岸域、伝統文化等がかげがえのない地域資源として維持・管理し、適切に活用するとともに、それを担う健全な地域社会、コミュニティを育んでいくことが必要です。

また、地域の伝統文化には、地元の農林水産物を素材とした伝統的な郷土料理や地域産材を活用した建築など個性的で魅力のある地産地消の活動が含まれ、地域の農林漁業を活かした特徴ある活動が展開されていることも、農山漁村ならではの魅力に溢れた地域づくりには欠かせない要素です。

伊藤前新潟県会長（前黒川村長）逝去



前新潟県町村会長の伊藤孝二郎氏（前黒川村長・七十九歳）は、七月二十八日、胆のうがんのため逝去された。

同氏は、大正十二年生まれ、昭和二十年国立盛岡高等学校卒業後、村会議員二期を経て、昭和三十年十月に村長に就任。以来連続十二期、四十八年にわたり村政を担われた。

この間黒川村においては、企業誘致などを行う一方で、豊かな自然と農業を背景にしたリゾート開発を行い、この若者定住と雇用拡

大型のリゾート事業が成功し、過疎町村からの脱却を実現するなど、村の振興発展に大いに尽力された。全国町村会関係としては、昭和六十三年五月に新潟県町村会長に就任以来、副会長、監事、常任理事、政務調査委員の要職を歴任された。

全国町村会の役員として活躍された十五年間は、全国的視野から町村の共通する諸問題解決のために尽力。特に政府の行政改革推進本部地方分権部会、河川審議会、中央森林審議会などの委員を務め、国の施策に対し町村の立場から意見具申を行うなど、地方自治の振興発展に寄与された。

八月十一日、十八日付の「町村週報」は休刊させていただきます。次号は八月二十五日発行です。

## 政 策

田舎暮らしを体験するなど、いのちを育て、癒される地域として農山漁村の魅力を高めていくことが重要です。また、農山漁村は、子供達が身近な自然と農林漁業に親しみながら、生きる力を養い、のびやかにたくましく育つ空間としても大切な役割が期待されています。

国民の農林漁業や農山漁村に対する理解と関心を深め、健康的でゆとりのある生活を求めるニーズに応えていくためにも、農山漁村ならではの魅力を活かした都市との交流が活発に行われることが重要です。

都市との交流を通じた美しい農山漁村づくりにおいては、地域住民による活動に加えて、グラウンドワーク活動や棚田のオーナー制度など農地・森林のトラス的な活動等も取り入れながら、都市住民やNPO、企業、自治体等が適切な役割分担の下で協力して、活動に取り組むことが有効です。

また、都市との交流を通じて、農水産物直売をさらに発展させ、農林水産物加工施設や滞在型宿泊施設、農業体験、森林・林業体験、漁業体験等に関する施設を相互に連携させながら、多様な資源を活かした産業化や観光活用等による地域全体の雇用機会の増大を図る取組みを行うなど、地域の魅力を活用した経済活性化を図ることも重要です。

5、美しい農山漁村づくりの主役は住民

美しく快適な農山漁村空間を形成

していくためには、地域住民が主体的にそれぞれの役割に応じて地域社会の一員としてまとなり、地域の目指すべき方向についてしっかりと指し合意を形成することが必要です。

そのためには、長い時間を経て形成され、伝えられてきた自分たちの住む農山漁村の魅力を地域住民が認識し同じ空間を共有しているという意識を醸成することが基本であり、その共有意識から、自分たちの空間をいかに美しく魅力あるものとして保全・形成していくのかという意識が芽生えます。その上で、都市住民にも開かれた国民共通の財産として美しい農山漁村をいかにして保全・形成し、地域住民が都市住民とも連携しながら、農山漁村空間を守り、育てていくのか、そのプロセスが最も重視されるべきです。

住民と一体となつて美しい農山漁村づくりに取り組む市町村をはじめとする地方公共団体の役割は、地域住民あるいはNPO等を含む人々による地域づくりの活動を奨励し、地域を支えていくための仕組みを工夫することにあります。さらに国や地方公共団体には、それらの活動を推進し、支援するための各種の制度等を整えていく役割が求められます。

地域住民と行政が連携し、果たすべき役割を適切に担うことによつて、美しい農山漁村を次世代に継承していくことが実現できます。

6、おわりに

国民共通の財産としての美しい農

山漁村を守り、育て、次の世代に継承していくことは、私達に課せられた大切な課題です。農山漁村は、安全で安心な農林水産物を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能の発揮を通じて、私達の暮らしや人生を充実させる場として、その意義は益々高まっています。

美しい農山漁村づくりは、農村住民、都市住民を問わず、国民がそれぞれの立場で、幅広く、長期的な視野を持って、身近な問題から着手し、息の長い持続的な取り組みとして行っていくことが望ましいと考えます。

もちろん、農山漁村の魅力は、それぞれの地域で育まれてきた個性によつて支えられており、全国画一的な基準を設けて、いわゆる金太郎飴的な地域づくりを行うことを意図しているものではありません。それぞれの地域で、関係する人々が、その地域の魅力を大切に共有しながら主体的に行動し、行政とも連携して個性ある農山漁村づくりを進めることが大切です。



## 新刊紹介

自治鳴動 まちむらがこく

平成大合併の現場から

中国新聞自治企画取材班 編著

◆ぎょうせい 1714円(本体)

本書は、昨年9月から本年3月までの間、中国新聞紙上に掲載された特集記事をまとめたもの。

はじめに、なぜ、これほど強力に合併が進められるのか、市町村合併「大号令」の影に見え隠れする政治の思惑を、関係者の証言で綴り解き明かそうとしている。

そして、中国地方を中心に合併問題に揺れる市町村の動静を追いながら、閉塞状況をうち破り、地域の未来に活路を見出そうとする首長や議員、住民の真剣な取り組みを生々しく描いている。

合併是非の判断材料が少ないと言われる「平成大合併」であるが、新聞社が実施したアンケートに寄せられた読者の意見からは、自治意識の高さ、関心の深さがうかがえる。行政効率化に資する、あるいは、地域の個性喪失につながるといった賛否に関する意見に加え、権限縮小によらない行政効率化へのアイデアも提案されている。

国会議員、学者、知事、市町村長はもとより、主権者である住民の声にまで幅広く耳を傾けた本書は、「平成大合併」前半の動きを、現在のみならず将来にも伝えるルポルタージュに仕上がっている。



随 想

リゾート狂想曲



新 潟 県 湯 沢 町 長 村 山 隆 征

交通の変遷と町の変化

湯沢町は交通の変遷とともに町の態様が変化していった歴史があります。

古くは三国街道の盛衰により、鉄道では昭和六年の上越線の開通から上越新幹線の開業へ、道路では国道一七号線から関越自動車道と高速交通体系の恩恵に浴してきました。

平地は町土の五%程度でほとん



不動の滝

開発ラッシュの時代

どが急峻な山地が占め、しかも豪雪地帯という寒村がスキーというレジャーに着目して、ハンディキャップである山と雪を逆に利用し、交通の利便性を活用したスキー場を開発し、スキーブームにも乗じてスキーと温泉の町として着実に発展してきました。

上越新幹線、関越自動車道の整備と時を同じくして日本はバブル

経済へと突入していった時代、観光客とともに東京マナーをもったデベロッパーがどっと押し寄せ、瞬く間に土地を買いあさり、リゾートマンションが雨後のたけのこのごとく林立するといった状況が出現しました。

こうした状況は数多く

の問題点を噴出させました。公共施設では上下水道、地下水、道路、用排水路、ごみ処理、消防、救急体制。生活環境では日照、風雪害、騒音、交通渋滞、防犯、電波障害など。その他としては、地価高騰、収税などあまりにも激しい進出に対応が間に合わないものでした。

この間、町も手をこまねいていたわけではなく、湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱を制定するなどこの要綱を中心とする各種対応措置を講じたところです。指導要綱は、法規としての効力をもつものではありませんが、町の意思を表明し、少しでも不利益があるならば、それを解消しようというものでした。その結果一定の効果は間違いなくありました。しかしながらそこには「私権」という大きな壁がありました。当然のことながら、土地を売るのも買うのも、誰にでも認められた権利であったからです。

まちづくり指針の必要性

湯沢町も総合計画をはじめとする各種計画を策定してまちづくりを進めてきましたが、あまりにも急激な変化に対応できないところから、まちづくりの将来マスタープランの作りの検討に入りました。結論から言えばまちづくりの基本は、住民の意識と町に対する愛着

心であり、湯沢町の持つ豊富な自然資源、これをどのように活用していくのか、そこには新しい意識が必要となつてきます。意識の変革は容易でなく、長い年月を必要とします。

そこで、計画の期間を「三〇年」と決め、最初の一〇年で、意識の変化。次の一〇年で、環境の整備。最後の一〇年で、行動が伴ってまちづくりの完成。目指すところは、「町民が安心して生活でき、しかもリゾート環境を整備し安定した経済基盤を持ち、洗練された都市型生活機能と自然が調和した誇りのもてるまち」としたアーバン・リゾートシティ・サティ計画を策定しました。この計画自体は具体的な計画を持つものではありませんが、町の各種施策に一つの方向性を持たせる意味を持っています。

この計画の一つの象徴として、環境色彩計画・土地利用計画である地域の指定・景観づくり委員会設置の三つを柱とする「豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくる条例」を制定しました。

時代は大きく変わりました。経済が大きく成長することは期待できません。まして少子高齢化社会は現実のものになりつつあります。変革する社会に対応し、地に足をつけた着実なまちづくりに意を用いていくつもりです。

# 第40回全国広報広聴研究大会のご案内

## 9月11、12日 沖縄で開催

社団法人日本広報協会では第40回全国広報広聴研究大会を9月11日(木)～12日(金)の2日間、沖縄県那覇市で開催します。

本年は「**地域をつなぐ広報メディア～創りたいもの、残したいもの・・・美ら島(ちゅらしま)からの提案**」をテーマに、行政広報と地域メディアの在り方をめぐり、地域文化の振興、産業の発展など地域の活性化に焦点を当てた討議を行います。

記念講演には作家の永六輔氏、基調講演およびシンポジウムには明治学院大学教授の川上和久氏を迎え、普天間基地等の視察を織り込み、これからの広報戦略についてご意見をいただきます。

なお、併せて全国広報コンクールと広報功労者の表彰を行います。

### 開 催 要 領

- **期 日** 平成15年9月11日(木)、12日(金)
- **会 場** 沖縄県女性総合センター「ているる」(那覇市西3 11 1 098 866 9090)
- **主 催** (社)日本広報協会、沖縄県、那覇市
- **後 援** 内閣府、総務省
- **協 賛** 全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、沖縄県市長会、沖縄県町村会

### ● 日程・プログラム

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 9月11日 | 11:20 | 日本広報協会定期総会  |
|       | 13:00 | オープニング 沖縄伝統芸能   |
|       | 13:20 | 開会式及び広報コンクール、広報功労者表彰式   |
|       | 14:40 | 記念講演 講師 永六輔氏  |
|       | 16:15 | 基調講演 講師 川上和久・明治学院大学教授「広報とメディア」  |
|       | 18:00 | 意見交換会   |
| 9月12日 | 8:45  | 視察 普天間基地、都市開発地  |
|       | 10:45 | シンポジウム「地域をつなぐ広報メディア～創りたいもの、残したいもの...美ら島からの提案」 川上和久氏、沖縄県嘉手納町長、自治体広報担当者ほか |
|       | 12:20 | 閉会式   |
|       | 14:30 | 特選作品講評 広報アドバイザーによる特別クリニック(希望者のみ)  |

### ● 参加申し込み

会員団体の方は、事務局から別送する「案内書・申込書」に必要事項を記入して、事務局までお申し込みください。会員でない方は、日本広報協会事業部までお問い合わせください。

### ● 参加費

会員7,000円。会員でない方11,000円。意見交換会6,000円。

### ● お問い合わせ先

(社)日本広報協会事業部 〒107 0061 東京都港区 2 7 9  
 T E L 03 5474 6050 F A X 03 5474 6045  
 Eメール jpra@koho.or.jp H P http://www.koho.or.jp

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

情報公開条例の制定状況  
まとまる 総務省

総務省は七月二二日、情報公開条例・要綱等の制定状況調査(平成十五年四月一日現在)を取りまとめた。調査結果をみると、都道府県と市区町村を合わせた地方公共団体三二六〇団体のうち、一、九三七団体(九〇・一%)が条例・要綱等を作成しており、前年度より二六八団体増加している。

市区町村の条例・要綱等の制定状況(未施行分を含む)をみると、一、八九〇団体(八九・九%、うち、市・九九・六%、区・一〇〇%)、町・九〇・一%、村・七七・二%)が制定しており、前年度より二六八団体増加している。

また、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県については、県内の全市町村が制定している。

市区町村議会では、二、八三七団体が議会を情報公開の対象としており、うち、執行機関の条例において議会を対象としているのは二、七八九団体、議会を情報公開の対象とした独自の条例、要綱等を定めているのが四八団体となっている。

なお、全都道府県が執行機関を対象に条例を制定しているとともに、議会についても全都道府県が情報公開の対象となっている。

平成十五年度普通交付税  
大綱を閣議に報告

総務省は、七月二十五日、平成十五年度普通交付税大綱を閣議に報告し、同日、各地方団体に対する普通交付税等の交付額を決定した。

平成十五年度普通交付税総額は、一六兆九、八五五億円で、前年度に比べ一兆三、八六七億円の減(七・五%減)となっている。このうち、市町村分は七兆一、六七七億円(同比七・三%減)となっている。

平成十三年度から今年度までの間、地方財政法第五条の特例として発行する臨時財政対策債が、前年度に比べて大幅に増加し、基準財政需要額の一部を振り替えているため、普通交付税額は対前年度比で減になっているが、臨時財政対策債(発行可能額五兆八、七六二億円、うち市町村分二兆九、四一四億円)を合わせた額は、前年度の額を上回っている。

また、不交付団体の数は、前年度に比べ一〇団体増加して一一五団体(東京都及び一一四市町村)となっている。町村では、新たに七町村が不交付団体となり、全体で五七団体が不交付団体となっている。また、不交付団体(市町村)の人口の全国に占める割合は、一五・三%(前年度一四・一%)となっている。

このほか、平成十五年度から行われた国庫補助負担金の一部一般財源化に伴い創設された地方特例交付金(第二種交付金)は、市町村分として五六億円を交付することとしている。

## 米政策改革で具体策を提示

## 農水省

農水省はこのほど、平成十六年度の米政策の具体策を取りまとめた。

転作を促す産地づくり対策は、全国一律の助成体系から、国が示すガイドラインをもとに、地域自らが使い方を決められように変更する。総額は一七七五億円で、対策期間の三年間は地域に一定額が交付される。

稲作所得基盤確保対策(米価下落影響緩和対策)は、当年産価格が直近三年の平均(基準)価格を下回る場合、六〇キロにつき三百円(固定部分)に、基準価格と当年産価格の差額の五割(変動部分)を加算して生産者に支払う。財源は、固定部分が全額国費、変動部分は国と生産者が一対一の割合で、国の所要額は五〇二億円。

また、同対策に上乗せする担い手経営安定対策は、差額の九割を補てんする。財源は、生産者と国の拠出金割合が一対三で、国の所要額は一〇二億円。なお、同対策の対象となる水田規模要件は、北海道一〇ha、都府県四ha、集落営農は二〇haを基本とし、地形上の制約がある地域には、「知事特認」を設ける。

集荷円滑化対策(過剰米短期融資制度)は、豊作時の過剰米を担保に一年間の短期融資を行うもので、融資単価を六〇キロ当たり三千円とするほか、保管料等や集荷奨励金として二千万円、生産者拠出基金から三千円を助成し、総額は一七五億円。

農水省はこの具体策を、十六年度概算要求に盛り込むとしている。



# 開業5周年キャンペーン

5th Anniversary Campaign  
**実施期間**  
 8月1日～8月31日

この夏、全国町村会館は開業5周年を迎えます。感謝の意を込めてお得な宿泊プランをご用意いたしました。ご家族・ご友人同士での観光、ショッピングに、また、出張等ご上京の際にお得なプランを利用し、ゆとりのある一時をお過ごしください。

## 5周年記念朝食付きプラン

朝食付きプランにてご宿泊いただきますと、通常の料金よりお得な料金でお泊りいただけます。

**平日** シングル 9,000円(税・サ込み)  
 ツイン(2名) 18,000円(税・サ込み)

金曜日、土・日曜日はさらにお得な料金でご利用いただけます。

## 一泊2食つきプラン

ご宿泊に夕食と朝食をセットした特別プランです。ご夕食にはワンドリンクサービスいたします。ご夕食は、洋食・和食のいずれかをお選びいただけます。さらにゆっくりおくつろぎいただくためにレイトチェックアウト(12:00まで)となっております。

ご希望により東京ディズニーランドの入場券をご用意いたします。(別料金)



洋室ツイン 静かにおくつろぎいただけるゆとりの空間です。

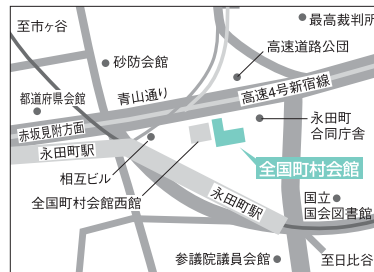
2名様まで 10,000円  
 3名様から 7,000円  
 子供(小学生) 4,500円

上記料金は1名様の料金です。2名以上でお申し込みください。和室利用の場合は500円加算させていただきます。

## 暖かなおもてなしで楽しむ、和洋豊かな味わいの場

レストラン  
**ペルラン**  
 Pelerin

和食処 **さいから**



### 【交通案内】

有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分

丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分

タクシー  
 東京駅から約20分

### 東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分

浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分

東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分

東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分

東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

ご予約・お問い合わせは

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



**全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>